

千葉県における水産物の放射性物質検査の基本計画

令和 4 年 3 月 31 日
千葉県農林水産部水産局漁業資源課
電話 043(223)3039

本計画では、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(R4.3.30 改正原子力災害対策本部、以下「国の考え方」)、「農畜水産物等の放射性物質検査について(R4.3.30 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官)」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」(H25.9.3 原子力災害対策本部)、及び「汚染水問題による水産物の放射性物質調査の強化について」(H25.9.18 水産庁増殖推進部長)に基づき、検査方針を以下のとおり定める。

1. 検査対象品目

漁獲量や漁獲金額、地域の特産品、旬などの時期を考慮し、基本的に本県の主要な水産物(沿岸性魚種、広域回遊性魚種、内水面魚種及び養殖魚)について生息域(表層、中層、底層)に配慮して対象とする。

2. 検査対象区域・区分

県内漁業の操業実態を踏まえ、①銚子・九十九里(銚子市～長生郡一宮町)、②外房(いすみ市～南房総市白浜町)、③内房(館山市～安房郡鋸南町)、④東京湾(富津市～浦安市)、⑤内水面の区域、及び⑥養殖の計6区分とする。

3. 検査の対象魚種・頻度

対象魚種は、「国の考え方」を踏まえて見直した「放射性物質のモニタリング対象魚種分類」(別紙)を基本とし、これまでの調査・検査結果から、放射性物質の影響を受けやすい地域や、魚食魚、底魚、淡水魚(内水面)など高い数値が得られている魚種については、これらを考慮して検査回数を増やすなど重点をおいた検査(重点魚種)を実施するものとする。

検査の頻度は、重点魚種は週1回を基本とし、その他の魚種については適宜実施する。

4. 検査体制

(1) 沿岸性魚種、内水面魚種及び養殖魚

・検査は、県と関係漁協等と連携の下、実施する。

(2) 広域回遊性魚種(カツオ、サバ、イワシ、サンマ等)

・検査は、関係業界団体(大臣許可漁業)が主体となって実施する。

・県及び水揚港となる県内漁協は、サンプルの確保、発送等の手続きに協力する。

水産物の放射性物質検査計画について（概要）

1 県産水産物の出荷制限の状況

海面	国出荷制限指示	無し
	県出荷自粛要請	
内水面	国出荷制限指示	ギンブナ（手賀沼） ^{*1} 、コイ（手賀沼） ^{*1} 、ウナギ（利根川） ^{*2}
	県出荷自粛要請	モツゴ（手賀沼） ^{*1}

*1 手賀沼及びこれに流入する河川（支流含む）並びに手賀川（支流含む）

*2 利根川のうち境大橋下流（支流含む。ただし印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水機場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。）手賀沼は支流に含まれる。

2 令和3年度の県実施検査の結果概要

（1）令和3年度検査実施結果

ア 海産魚種及び養殖魚

基準値（100Bq/Kg）を超えた魚種は無く、1/2 基準値（50Bq/Kg）を超えた魚種はなかった。

イ 内水面魚種

基準値を超えた魚種は無く、1/2 基準値を超えた魚種は2種であった。

3 令和4年度の検査計画概要

（1）県実施検査（精密検査）

ア 海面

（ア）検査頻度

令和3年度と同程度の頻度で検査を実施する。

（イ）検査対象魚種

別紙参照

イ 内水面

（ア）検査頻度

令和3年度と同程度の頻度で検査を実施する。

(イ) 検査対象魚種

別紙参照

ウ 養殖

(ア) 検査頻度

放射性物質の影響がほとんどないことから、経営体及び魚種毎に年 1 回とし、令和 3 年度と同程度で検査を実施する。

(イ) 検査対象魚種

別紙参照

エ 検査対象区域毎の検査予定数

	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画	検査頻度 R3 対比
海面	20 検体/週	20 検体/週	同程度
内水面	8 検体/週	8 検体/週	同程度
養殖	10 種/13 検体	10 種/13 検体	同程度

(2) 県実施検査 (簡易検査)

精密検査の他、漁業団体や市町村と協議のうえ、実施する検査について、令和 3 年度と同様に実施する。

※水産総合研究センター銚子分室に設置した簡易検査機器で実施

(3) 県以外実施検査

関係団体等による検査については、令和 3 年度と同様に実施される見込み。

(県は協力)

ア 漁業団体 (大臣許可漁業) : 広域回遊性魚種 (カツオ、サバ、イワシ、サンマ等)
を対象に検査が実施される見込み。

イ 市町村 : 銚子市、市川市で引き続き検査が実施される見込み。

放射性物質のモニタリング対象魚種分類

区分	主な検査対象魚種
(沿岸性魚種) 海産魚種	イワシ類、サバ類、アジ類、ヒラメ、カレイ類、アイナメ、メバル・ソイ・カサゴ類、サメ・エイ類、マダラ、アオメエソ、ホウボウ類、ブリ類、タイ類、スズキ、マゴチ、タチウオ、フグ類、アナゴ類、ボラ、キンメダイ、カツオ類、イセエビ及びその他の甲殻類、アワビ類、アサリ及びその他の二枚貝類、イカ・タコ類、ノリ及びその他の海藻類
内水面 魚種	ワカサギ、ウグイ、モツゴ、コイ、ギンブナ、ゲンゴロウブナ、ドジョウ、ウナギ、ナマズ、アユ、スジエビ、テナガエビ、モクズガニ
養殖魚	ギンザケ、マダイ、ヒラメ、シマアジ、アワビ、アユ、ニジマス、ウナギ、ナマズ、ホンモロコ